

第八話 紅花と藩の財政々策

どこの藩庁においても、またどこの公料代官所においても、その敗政を確立するためには、田畑には一定の品等をつけ、それに対する税率によつて、正税としての上米を命じました。さらに雑税として、特殊産物等には小物成と称する税金をかけて、収入の増加を計りました。これらの税金のことを「役」とも言います。

最上地方や置賜地方において、中世末期から特産物として発達したものに、青苧、漆、煙草等がありますが、特に紅花は国産第一のものとして、大切な産物となつたのであります。幕藩では等しくこれらを「御役作物」に指定し、その普及奨励を計り、税収入の増加に資しました。米沢の蒲生藩や上杉藩では、文禄（一五九二）以前から既にこの制度を立て、いたようです。

山形藩では、保科肥後守の寛永十六年（一六三九）に、青苧畑の調査を行い、それに対して青苧役を課してあるし、慶安寛文頃（一六四八〜七二）にも、松平下総守がそれを再調査して、青苧役の増収を計つていますが、紅花畑に対しての役は見えませんでした。

しかし、青苧や漆や紅花というものは、大切な国産であるとは言え、この地方でそれを製品化することが出来ず、原料のまま、工業製産地に送るといふ状態でありましたので、その移出税の賦課ということに目をつけ戸課です。これを「荷役」とか「荷え口御役」と称

レ、幕藩の財政から見れば、大きな財源となりました。〔袖中雜録〕という記録に、寛文九年（一六六九）における「大石田にて役物の覺し」が載っておりますが、それによりますと、

| | | |
|------------|-------|----|
| 一、青苧三拾八貫目入 | 此役銀七匁 | 尙駄 |
| 一、紅花三拾貫目入 | 此役銀六匁 | 同 |
| 一、蠟漆四拾貫目入 | 此役銀八匁 | 同 |
| 一、眞綿三拾貳貫目入 | 此役銀八匁 | 同 |

右は先規の通り

という規定になっております。〔右は先規の通り〕とあることから判断すれば、これらに対する荷役は、寛文九年以前から規定され実施されていたものでしょうが、その時期は明確ではありません。この課税標準は時代によって多少の変更がありまして、延享年間（一七四四）の規定によれば、紅花三拾貳貫目入尙駄につき、この役金は尙歩貳朱となっており、尙駄の重量もその課税額も前者とは異っております。

その後明和二年（一七六五）頃になって、各役所の徴税法がまちまちになってしまい、移出に不都合があるという風面がありましたので、幕府では各代官に命じてその奥状を調査せました所、公料村々の分は規定通りでありましたが、私領上知の村々に必ずしも守られておりませんでしたので、翌三年からその標準を改め、総てこれに統一することとし、紅花荷役は次のように変更されております。

一、紅花役

三拾貫目売駄に付金壹分永貳拾五文ヅツ
但売貫目内は無役、売貫目以上は売貫目に付銭四拾七文ヅツ、

この規定もまたその後改正されております。こうして徴集した総税高につきましても、今のところはっきりいたしません。山形百史録に、元禄五年（一六九三）以降数年間に亘る山形藩の収入がありますので、参考のため記してみましよう。

元禄五年 金拾兩九百五拾五文

全 六年 金百貳拾八兩壹歩と三百七拾文

全 七年 金百七拾七兩壹歩と八百七拾文

全 八年 金百七拾五兩壹歩と百三文

全 十年 金百五拾九兩三歩と三百貳拾九文

当時山形藩の御役作物は紅花と青苧とが主でありましたが、以上の金額は兩者を合した御役金の約四割に当っております。

移出税としての荷役だけでも、これ程の税収入となつた国産紅花であつたので、手厚い保護を講じ、強力にその奨励を行つたのであります。米澤藩においては、以前からこれを「藏花」として現物を徴集し、藩の専売制を確立しておりました。一旦藏花としておいて、藩の必要に應じ、商人に入札させることによつて、一段と藩の利益を高めようとした制度であります。こういう紅花の専売制度につきましても、紀伊藩等でも目をつけ、宝

曆七年（一七五七）にその計画を立てたことがあります。嘉永六年（一八五三）には水戸藩で大阪に国産売買所というものを設置して、紅花外五品目の藩直売を実施してあります。

紅花の全国一産地である最上地方の領主たちは、こういう方法について、どういう態度をとっておつたのでしようか。実は山形の最後の領主となつた水野藩においても、一應この計画を目論んだことがあるのですが、しかし弘化四年（一八四七）頃の文書と思われる「山田幸右工門へ相渡候山形御産物廻漕の儀に付書付し」といふものを見ますと、中々そう簡単には行かなかつたらしいのです。紅花にしても、その他の詰品にしても集荷や販売については、山形の元方荷主という者が中心となり、さらにその手先となる目早と称する者たちによって相場が立てられ、取引売買が行われる組織になっており、この根強さというものは、藩の権力を以てしても、それを取り上げてしまつて、専売制に持つて行こうとすることは出来なかつたのです。同文書にはこの辺の事情を次のように述べてあります。

一、元方荷主は御用建相勤候長谷川吉郎次、村井清七、佐藤利兵衛、福島治助此四人専ら之家業に御座候。何れも相応の富家に御座候。御領主の御威光にて、容易に变革相成り兼ね候事と存じ奉り候。

一、山形御用建共、前條四人のもの共、去る午年（註一弘化三年）御所替より壹ケ年に相成り、いまだ御恩沢を蒙る事薄く、上の御評判宜しきを承り候ても、長く山形御在城は遊されずと、既に口外にも発し候程の気味にて、御用相勤め候

モ、自然踏上げかね候事と存じ奉り候

一 諸荷物取捌のため、目早六拾人程モこれ有り候程の儀に付、御城下の洞沢は少からざる事に御座候。御手捌の御目論見にては、容易に成就致す向敷く候。

云々

これでもわかるように、長谷川村井佐藤福島という四人の元方荷主は、何れも富有な御用達商人でもあり、所替になつて未だ一年という水野としては、どうすることも出来なかつた譯です。レかも六拾余人もある目早の働きによつて、山形城下も潤沢になり、商業都市としての繁昌もあつた訳で、それやこれらを思うと、藩自体による御手捌ということの中々困難なことでありました。そのために

一 先々より右様の仕来り御座候向、御国産新規御目論見相成候ても、当時御必至御困窮の御勝手にては、容易に御自力にての御成就に成るべき様御座無く候。

と、在地商人層に対する無力を認め、御手捌という専売制を放棄すると共に、その代り、
一、……、彼等の利潤相増し候はゞ、矢張り御領主の御蔵の奥のり候道理と存じ奉り候と言つております。御用達商人その他の荷主の発展を計ることは、やがて水野藩の財政を太らす源泉ともなると考え上譯です。しかレ、どうしてもこの計画を実施しようとするならば、

一、……、上方其外、身分相應の引受人へ、山形身元のものに得と談判引合行届候上にこれ無く候ては、改め申す向敷くと存じ奉り候。且つ目早のもの、家業変じ候ても喜ぶ候様、第一の工夫かと存じ奉り候。

と、取引関係商人同志の充分な談合と、目早の生活保護といふことが先決問題であることを申しておりますが、これとても自信が無かつたのでしよう。結局は花染木綿を作るとか、山形大豆ならば味噌に作るとか、原料のまゝの移出を避け、出来るだけ製品として上方に送ることによつて、国益を増す方が賢明な策であるらうと、御手捌目論見からすれば、消極的な態度をとつてゐるのであります。

所が、水野藩のこの計画が不成功に終つた数年後、安政二年（一八五五）に至つて、天童織田藩において専売制を実施しております。御領分北目村文書によりますと、宇都宮藩の家老である回瀬和三郎という者の世話をまつて、天童藩領内から出る紅花は、江戸大伝馬町に居住する、諸色向屋頭取の駒込勘ヶ由が引請けるといふ約定が成立したのであります。これは全く「御身帯（代）向の御基相立ち、御勝手道御引直しに相成り、永年の御筋、この一事に限りい事に候向し領内の小前百姓まで、能くその理由を汲んで、藩財政復興のために出情されたい」といふ布令を出してあります。

駒込勘ヶ由との契約を見ますと、その一項に「来年よりは先方より金子差出され、前金御貸下さるべく候じとあり、生産者に対する前金売買が述べてあります。また藩自身も「駒込勘ヶ由口入を以て、多少の金子御借用に相成り御約定しになつてあり、百姓の生活が安定するばかりでなく、藩の勝手筋、いわゆる財政も引直るであらうといふ目論見であります。それで、小前百姓や村役人に仰付けられた重要な点は左の通りであります。

一、生花干花共に、聊かにても、他領へ売払い候儀は、堅く停止仰付けられ候。若し又隠し候て、他領のものへ少ミたりとも売払い候儀これ有り候はゞ、当人は最科

に仰付けられ、其村の三役組合迄、屹度御咎仰付けられ候。

一、御国産紅花の御用掛り、工藤六兵衛、仲野真子七へ仰付けられ候。

一、大庄屋佐藤弥三郎並に添役共に惣御用達共、此度の儀は格別に粉骨せしめ候様仰付けられ候。

天童藩がこの制度に成功した理由は、山形藩の場合のように、元方荷主の有力者や、目早という連中の数が少いばかりでなく、一般の経済生活が、天童町自体の中にあるというより、山形の方につながりが強く、国産紅花が藩の専売になつても、天童そのもの、商業経営に影響を受けることが少かつたことであつたのでしよう。それになお、工藤家や仲野家と言つたような有力な人々は、そのまゝ、藩の紅花御用掛として任用されたという、行政的な手宛にもあつたこと、思われます。そのために藩内の村々名主は、藩のこの事情と計画とを諒し、この年から「紅花時付書上帳」というものをその筋に提出して、不正売買を防ぎ、藩の財政々策に協力しました。

当時、暫く廃止されていた向屋制度が、嘉永四年（一八五二）に再興されましたが、それから数年を経たこの安政二年（一八五五）という年は、正月早々から、武州桶川宿の紅花商浅次郎と、江戸の徳兵衛との間に、「紅花売捌方難澁出入」があり、九月に至つて漸くその問題が解決したのであります。その問題の中心点となつたことは、武州や奥州産の紅花を、生産者や地元商人たちが上方に売捌く場合、江戸を通る荷物は、その他の向屋の手を経なければならぬというのは不当であるというのに対し、江戸の向屋組合では、それは昔から「打越荷物」と称して、法をモつて禁じられていたことなので、上方との直売

買は認めないという立場をとつたことにあつたのですが、何回かの審理の結果は、やはり打越荷物は不法ということになつて落着^{さつき}れたのでありました。

織田藩の家来長谷部肇が、このたびの紅花専売実施について、幕府に伺いを立てたのは、安政二年の五月晦日であり、江戸打越荷物の問題が未だ審理の最中でありましたために、役所でもその取扱を慎重にし、江戸の諸色係を勤めていた堀江町名主熊井理左工門と、村松町の名主源六に、^{フ、フ、}羽州天童紅花荷物、国産相立て、御当地向屋共荷元窮屈にいたし候内目論見にはこれ無く候哉、其筋事奥の譯、密々々々探索しするようにと仰せ付けられたのです。これに対する両人の調査の結果は、次の返答書に明かであります。

一、羽州天童、同州山形、同州最上、此三場は紅花買次高い致し、手広荷元格別手厚のものもこれ有る処、例年彼岸前迄は、京都総て上方筋へ直廻いたし、彼岸後は、御当地へ相廻し候。彼地商人共の商風に御座候。諸商売手広以来、京都に出店いたし候奥州商人手付のもの共、奥州へ出買いたし、相場買荒し候に付、従来彼地住居手広手広の商人共国中買集め、直段相場を上方出買商人に^高上げさせ、自然元買値段へ差し響き、且つ作方の人氣も宜からざる様相成り候向、御領主御家来へ申立て、国産仕法相立て候得ば、不同の値段穩かに、買集め方行届き、御領主御益筋にも相成り、農家風儀も頂朴に古復致すべくとの主意を以て、今般御申立て相来り候由、全く当時御吟味中の荷元筋へ相拘りい意味合には相聞え申さず候。尤も外御家々様御国産には、御出入町人へ御渡相成り、向屋共へ売捌き方相成り候分これ有り、天童領国産屋敷へ紅花取扱い候向屋共最初より出入いたし、

下々^{タタ}爾^ニ諸^ノ行^ハ届^キ候^ヘて御申立相成候由に付、商法に相振れ候儀は御座無き様存じ奉り候。右密々承り探り候趣申上げ奉り候。

この報告書によつて、役所では、通町組小間物向屋のうち、丸合組紅花取扱商人共に限り、新に仕法を相立て、紅花荷物の売捌かせ方を正式に許可したのであります。それで天童藩では、丸合組に屈する嘉兵工、弥兵工、彦七、金藏、仁兵工の五人と、紅花売買に因する新厄な仕法をもつて、特約を結んだのであります。その仕法は大略次のようなものであります。

一、紅花産物参着次第、五郎三郎外四人のものへ御達次第、御蔵元へ罷出で、見本受取り、銘々値相立て候積り。

一、紅花壹袋目方正味四百と拾五匁、袋目貳拾五匁、右にて壹袋五百目に相定め、六拾四匁を以て壹駄と相定め、相場相立て取引致し候事。

但御品渡しの際、御立合の上、荷物切り解き目方相改め、種目これ有り候はゞ、引下さるべく候事。

一、紅花見本より品劣り候が、濡痛み等これ有り候はゞ、相当の値引相成り候事。

一、紅花荷物御払の節、御当地景氣弱にて、上方表へ積登せ相成り候節は、壹匁に付き銀壹匁六分づつ、向屋口銭申受け候事。

一、引受け紅花代金の儀は、当日より六拾日目相納め申すべく候事。
但車力賃は買請値段見込みの事。

この仕法に出て来る五郎三郎というのは、丸合組のもので、当時病氣中であつたために

、前記の嘉兵工がその代理として調印したのでありませう。次に記しておきますが、代理でなかつたのは金藏だけ、弥兵工は勢州居住の善太郎の店預り人、彦七は京都居住の久藏の店預り人、仁兵工は江州居住吟次郎の店預り人、徳兵工の代理人でありませうが、江戸の向屋丸合組の人々は、京都や江州や勢州出の者の尋かつたこと、しかもそれらの人々は本居を彼の地において、江戸には出店を開き、店預り人を出張させて経営をまかせていた状況が窺われます。

天童藩が、国産紅花を藩の藏物として取扱い、江戸の向屋五人に相場を立てさせ、その値段によって売却したということは、既に述べましたように、全く藩の財源を確保する目的にあったのです。天童藩というのは、その領地を見るに、天童六ヶ村以下貳拾ヶ村で、その録高は僅か貳万石、その実收高においても、二万三千五百五拾余石という小藩であり、財政的には非常に苦しかったのであります。それで藩の収入を増すためには色々の方法を講じ、広重に絵を描かせ、それを代償として興えることによって、諸人に献金させたと言われ、また支出を抑えるための苦しい方法として、家臣の録高引さえ敢て行っているのです。あります。現在天童の名産となっている将棋駒等は、家臣の生活費補充のために、内取として行わせたものであるとも言われております。

このように窮乏な財政状態でありましたから、その増收方法の一つとして、紅花を藏物に指定した訣であります。この紅花荷は一旦江戸の御藏屋敷に納められ、こゝで藩から指定された藏元と称する商人にその出納がまかされることになるのです。藏元はまかされた紅花の需給関係や、相場の状況を勘案して、適当な日時を五人の者に通知すると、前記

仕法にもあるように、直ちに蔵元に参集し、与えられた見本によって、各々値段を相立てて入札を行うのであります。蔵元となる商人はまた御用産商人を兼ねておりますので、藩の出入商人として莫大な利益を得ておりました。その代りに藩の必要な金を調達する義務も負わせられており、蔵物としての専売制は、單にそのことだけでなく、間接的に藩の財政に大きな影響を及ぼしたのであります。

また價格の統制という点からも、当時の藩政からその必要があつたのでしよう。前記の報告書にもそういう意見があるように、京都に店を出すようになった奥州商人の手代共が、奥州の紅花を買集に出るが、この出買商人たちによって値段が糶上げられ、各方面に影響を及ぼすことが多いためならず、特に値高になつては、農民の生活が贅澤になり、右来の質朴な農民氣質を失つてしまふ恐れが生ずるので、出来るならば馬鹿値にならぬように、大体の値段を統一し、不当な売買を取締らうとする点もあつたようです。

生産者側に立てば、値段に或る程度の統制が加えられ、取引の自由も束縛された蔵物制度に対しては、必ずしも賛成する筈はなかつたものと思われまふ。藩庁としてはこの点に警戒したらしく、名主共に対しては特に「此度御國産の紅花御登せの儀、別紙の通り御領内へ仰付けられ候に就いては、其方共格別粉骨せられ、取計い申すべく候。且つ小前の者迄承伏候様申論し候様仰付けられい儀、自然の利益に相成候儀、莫大の事に候と、円満な取計い方を要望してゐるのです。生産者に対し、また地方商人の資本勢力に対し、窮乏の小藩が持つ権力というものは、殆ど効力が無くなつていた幕末でありましたので、万一強い反対にでも遇つたならば、藩の貧弱な財政等は、一挙に潰れてしまふ恐れもあり、哀願

にも似た申渡しであつたように見えます。近世後期における諸大名の財政というものは、このように農民の力に頼り、地方商人や用達の力にすがらねば、成り立って行けなかつたのでしよう。